

(歯科における) 保険診療と保険外診療

歯科では、保険がきくのかどうかということがよく問題になりますが、実際は診査・診断から虫歯の悪いところを除去する治療の段階まで、歯周病の治療と併せて全て健康保険で受けられます。

その次の段階で、削ったり抜いたりした後の修復などの治療のとき、保険の治療と保険外の治療に分かれるのです。

また、歯科で保険外の費用をいきなり請求されることはまずありません。歯科医が費用の説明をせずに治療を進めているときは保険の治療と考えてください。歯科医は保険治療の時はいちいち費用の説明をしますが、保険外治療の時は予め患者に費用を説明し、同意を得ておくのが原則だからです。

したがって、もし患者として保険で認められない材料や治療法を希望したい場合は、保険でもらわないよう治療前にその旨を伝えておくべきです。

どういう治療が保険ででき、またできないかを理解していただくため下記に主なものを表記しますので参照ください。＜詳細については、別紙の「保険で使える？、使えない？材料 一覧表」を＞

なお、保険外診療(自費診療、自由診療ともいいます)の料金は歯科医が自分の技術に自分で値段をつけたものです。保険診療と違って医院によって料金が違ってきますが、料金が高いといって技術が優れているものではありません。

保険外治療の主なもの

- ①陶材焼付冠(メタルボンド)、ポーセレン冠などセラミックスでできた冠
- ②金属製入れ歯(総入れ歯のみ保険による補助があります)
- ③保険で認められないブリッジ(歯の欠損状態に応じて認可基準があります。基準外の場合、保険で治すとすると取り外し式の入れ歯となります)
- ④歯列矯正(口蓋裂の場合のみ保険適用)
- ⑤インプラント(人工歯根)
- ⑥健康診断(診断書作成のような場合)
- ⑦歯の着色を取る治療や予防措置(フッ化物塗布など)
- ⑧仮歯(見た目の改善のために応急的に作るもので、処置費用に含まれていない場合)
- ⑨その他(金、白金、チタンなど保険で認められていない材料を使用した場合)

保険で使える？、使えない？材料 一覧表

治療の種類	治療の内容	保険で使用できる材料	自費診療扱いになる材料
充填	初期の虫歯を行う治療法で、虫歯の部分を削って詰め物をする	対象となる歯：永久歯・乳歯の前歯と臼歯 材料：アマルガム、レジン（合成樹脂）、複合レジン、珪酸セメント、珪磷酸セメント、グラスアイオノマーセメントなど	金箔、金合金、白金加金を使う場合
鑄造歯冠修復	虫歯で欠けた部分を鑄造した金属で修復する。 くその小さなものをインレーという。 >	対象となる歯：永久歯・乳歯の前歯と臼歯 材料：金銀パラジウム合金、ニッケルクロム合金、銀合金、14K（カラット）金合金（前歯のブリッジの支台に限る）など	・永久歯の臼歯に金合金、白金加金を使う場合。 ・永久歯の前歯に金合金、白金加金を使う場合は、健康保険で認められている材料との差額を自己負担する。
帯環金属冠	臼歯の治療で、金属板を細工した冠をかぶせ歯を元の形にする	対象となる歯：永久歯の臼歯（親知らずを除く）、乳歯の臼歯 材料：金銀パラジウム合金、ニッケルクロム合金など	金合金、白金加金を使う場合
歯冠継続歯（継ぎ歯、差し歯）	継ぎ歯、差し歯と言われるもので、歯根が残っているときに、その歯根に人工の歯冠を継ぎ足す治療法	対象となる歯：永久歯の前歯と小臼歯 材料：人工歯はレジン歯、陶歯。 歯根の根管に差し込む部分は14K金合金（前歯のブリッジの支台歯と小臼歯に限る）、銀合金、金銀パラジウム合金、ニッケルクロム合金など。	・14Kを超える金合金、白金加金、ポーセレンを使用する場合。 ・前歯に金合金、白金加金を使う場合は、健康保険で認められた材料との差額を自己負担する。
ジャケット冠	主に前歯の歯冠部にかぶせる人工歯のことで、歯と同じ色合いになる材料を使い虫歯を修復する。	対象となる歯：永久歯の前歯と小臼歯 材料：レジン、硬質レジンなど。	ポーセレン、メタルボンドポーセレン。
前装鑄造冠・前装鑄造ダミー	歯の表側を歯と同じ色合いの材料を使っておった鑄造冠。裏側は金属	対象となる歯：永久歯の前歯 材料：表側はレジン、硬質レジン。 金属部分は金銀パラジウム合金、銀合金など	金属部分に金合金、白金加金、表側の前装部分にポーセレンなどを使う場合
ブリッジ	抜けた歯の両側の歯を支えにし、橋を架けるようにして抜けた部分を修復する治療法	対象となる歯：永久歯の前歯と臼歯 材料：金属冠は14K金合金（前歯に限る）、金銀パラジウム合金、銀合金など。 人工歯はレジン歯など。	前歯の人工歯に14Kを超える金合金、白金加金、ポーセレンを使用する場合。 臼歯に金合金、白金加金、ポーセレンを使用する場合。
有床義歯（入れ歯）	入れ歯といわれる、抜けた歯が多いときの治療法で、総入れ歯と部分入れ歯がある。 義歯床、人工歯、バネ、バーからなる。	対象となる歯：永久歯の前歯と臼歯 材料：義歯床はレジン。 人工歯はレジン歯、陶歯。 バネは、14K金合金（欠損が二歯以下の義歯に限る）、金銀パラジウム合金、コバルトクロム合金、ニッケルクロム合金、ステンレス鋼など。 バーは、金銀パラジウム合金、コバルトクロム合金、ニッケルクロム合金、ステンレス鋼など。	義歯床に金属床を使う場合（総義歯のときの金属床は健康保険で認められた材料との差額を自己負担する）。 バネやバーに金合金、白金加金を使う場合